

あなたの気づきを大切に

子ども虐待防止のための

発見・対応マニュアル



児童虐待に関する通告・相談

西東京市子ども家庭支援センターのどか ☎ 042-439-0081
月曜～土曜 9:00～16:00 (土曜は12:00～13:00を除く) ※土曜日は電話相談のみ
日曜・祝日・年末年始は休み

東京都小平児童相談所 ☎ 042-467-3711
月曜～金曜 9:00～17:00

児童相談所 全国共通3桁ダイヤル 189番
24時間365日

夜間・休日の緊急時

東京都児童相談センター ☎ 03-5937-2330
平日夜間 17:45～翌朝8:30
土曜・日曜・祝日・年末年始を含む

危険で一刻を争う場合 警察 110番

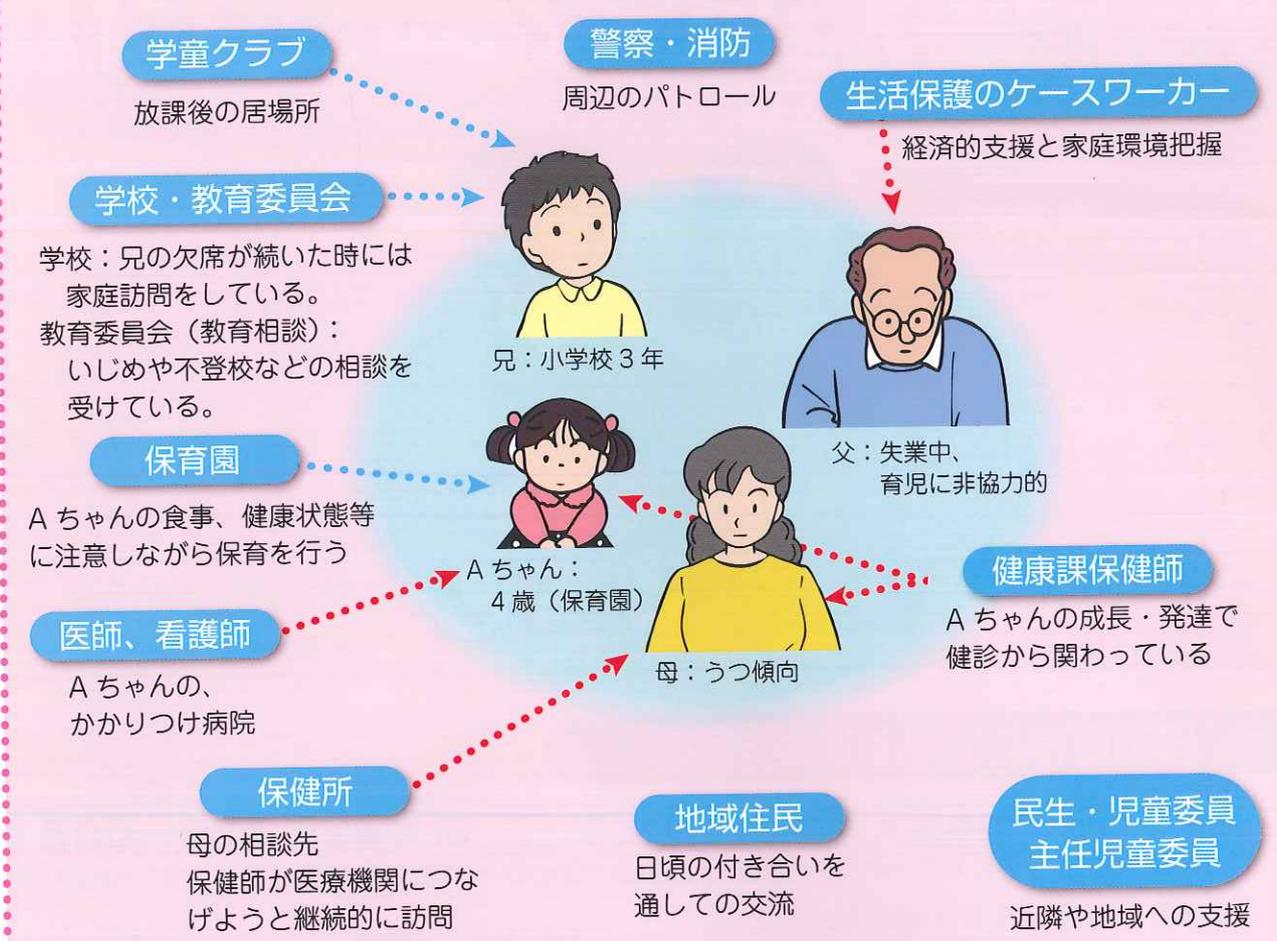


西東京市

① 要保護児童対策地域協議会（通称：要対協）とは、児童福祉法に基づいて設置された子どもを守る地域ネットワークのことです。

※ 西東京市要対協メンバーについては裏表紙参照

支援ネットワークの例：



子ども家庭支援センターのどか

地域ネットワークを活用し、関係機関の調整を図る。

- 日常的に関わりがある
- 特定の機会に関わることがある



児童相談所

ケース検討会議での支援方針検討の際に助言などを行う。

②子ども虐待とは？

子どもが耐え難い苦痛を感じることは「虐待」になります。
虐待の可能性を感じたら、まずは**のどか**に連絡してください。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、投げ落とす、叩く
- やけどをさせる
- 意図的に子どもを病気にさせる
- 乳幼児の場合は激しくゆさぶる
など



ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）

- 適切な衣食住の世話をしない
- 病気になっても病院へ連れて行かない
- 子どもを家や車中に長時間放置する
- 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど
- 義務教育を受けさせない（通園、通学をさせない等も含む）
など



心理的虐待

- 大声や言葉による脅かし、脅迫
- 子どもの心を傷つけるようなことを言う
- 無視したり、拒否したりする
- きょうだい間で著しく差別的扱いをする
- 子どもの前で配偶者などに暴力をふるう
など



性的虐待

- 性的ないたずらをする
- 性的関係を強要する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィティの被写体にする
など



③ 連絡するとき伝えるコト・聞かれるコト 「事実」と「憶測」を分けて整理して伝える

情報が見たり発見した「事実」なのか、第三者から聞いた話や想像といった「憶測」なのかを明確にする。

子どもについて

子どもの氏名・性別
生年月日
住所
所属機関（保育園、小中学校等）の名称

分かる範囲で
大丈夫です

子どもの状況

発見した日時、場所
現時点の様子
子どもが話したこと
これまでの処置・対応

子どもの確認

最後に子どもの姿を確認したのは
いつか？

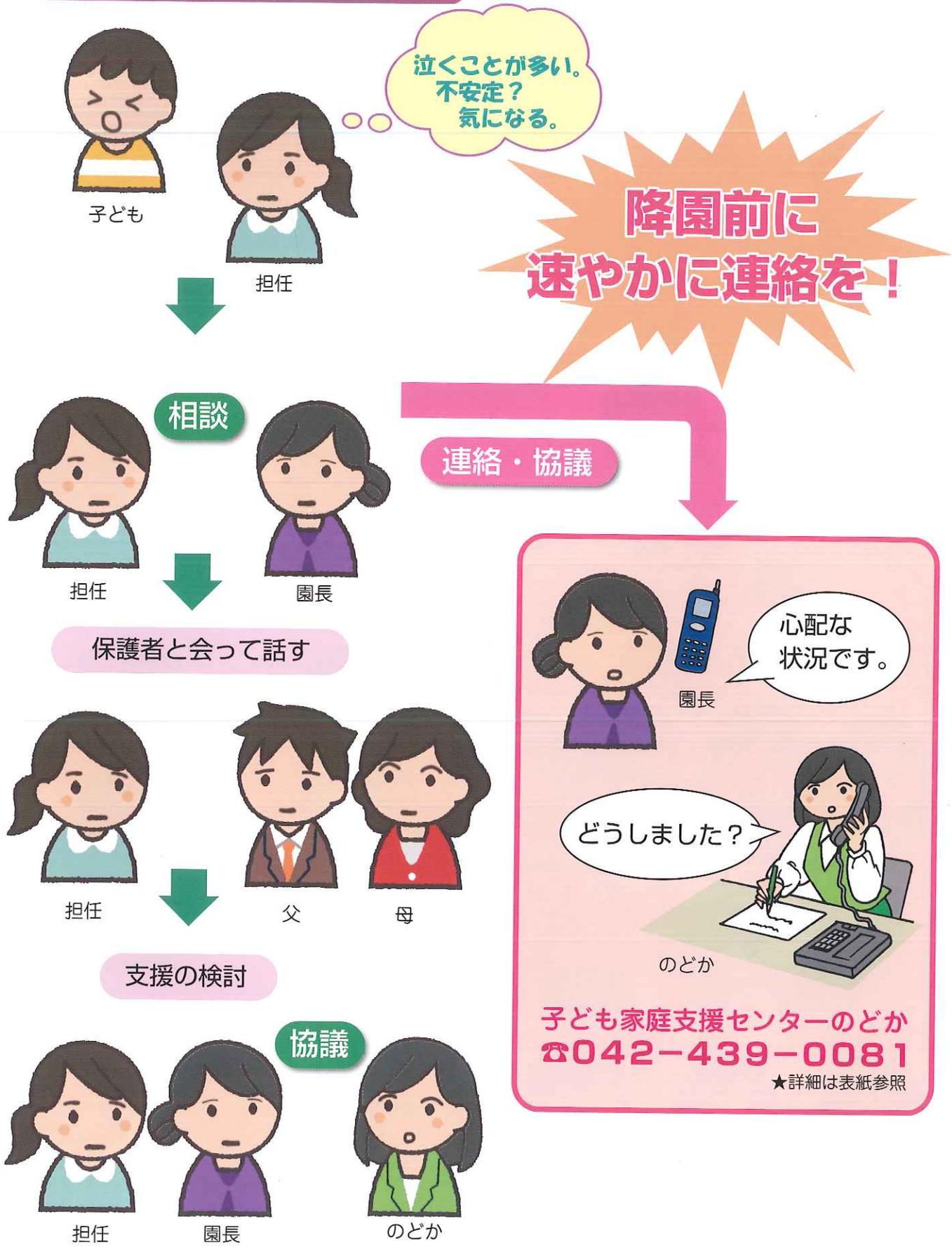
家族の情報

子どもの兄弟姉妹は？
家族構成、親の職業、登校登園状況



④相談（通告）フロー

〈保育園・幼稚園版〉



〈学校版〉

パパになぐられた

キスの確認

どうしたの？



子ども

担任

下校前に
速やかに連絡を！

学校から同時に
報告・協議

相談



担任

校長

保護者と会って話す



のどか

担任

父

母

支援の検討

協議



のどか

担任

校長

教育委員会

のどか

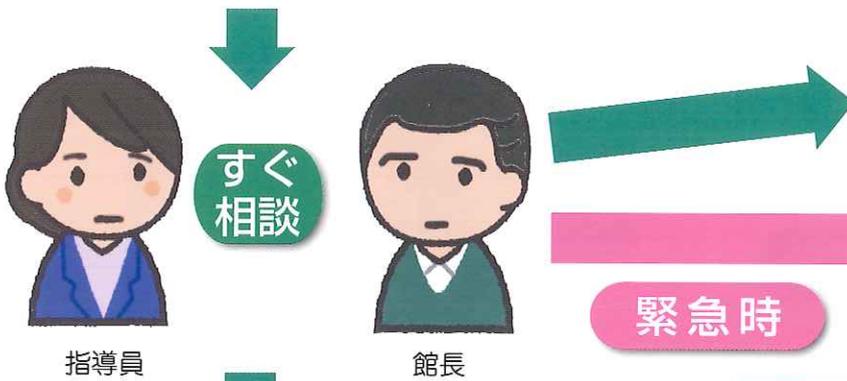
教育委員会

子ども家庭支援センターのどか
☎042-439-0081
★詳細は表紙参照

〈学童クラブ・児童館版〉

発見・聞き取り・記録

登所したら
速やかに連絡を!



事情を聞く



支援の検討



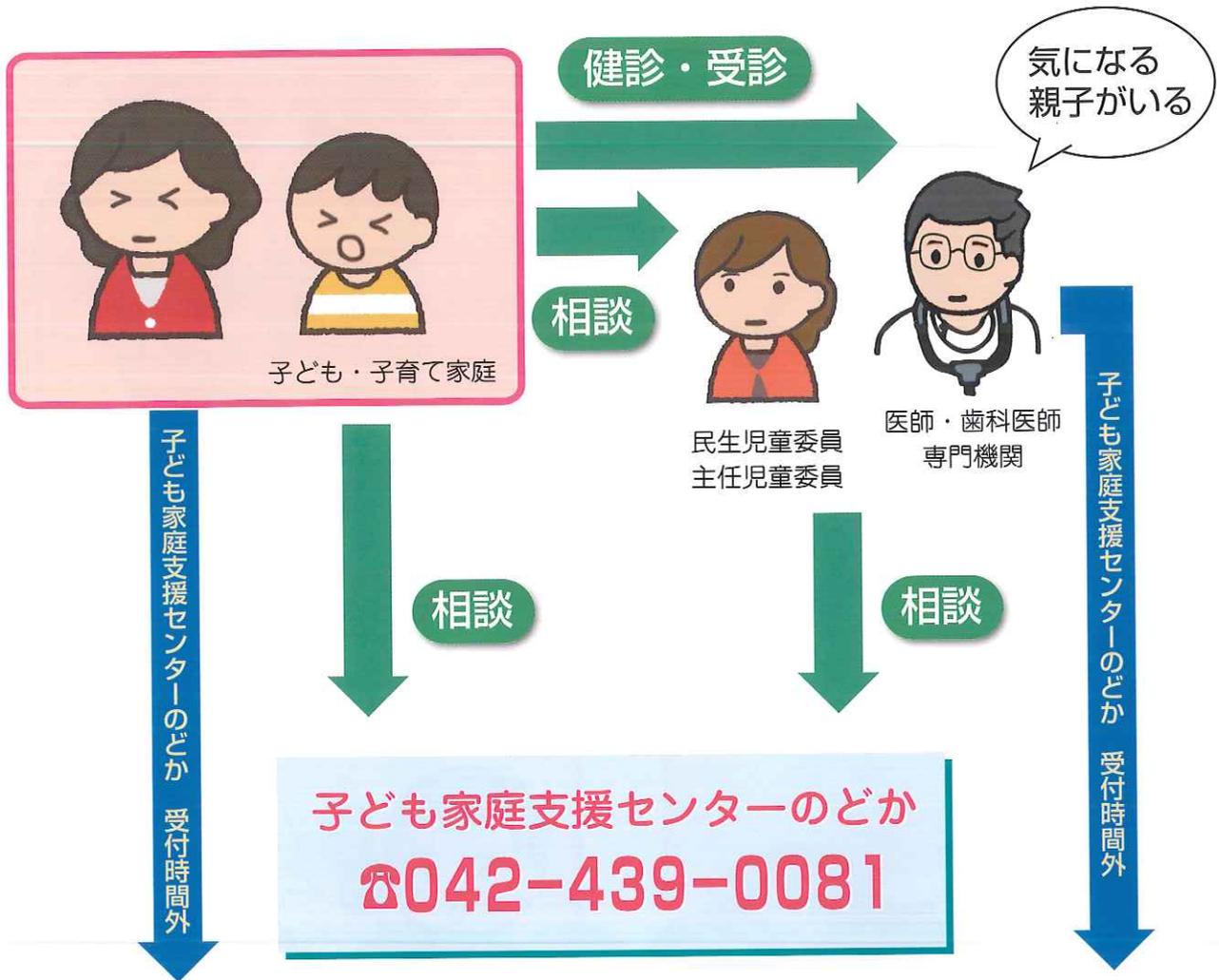
心配な状況です。

どうしました?

のどか

子ども家庭支援センターのどか
☎042-439-0081
★詳細は表紙参照

〈地域・医療機関・歯科医療機関版〉



【受付時間外】

東京都小平児童相談所 TEL042-467-3711
(土・日・祝日の場合)

東京都児童相談センター TEL03-5937-2330
(夜間の場合) 警察 110番

児童相談所全国共通3桁ダイヤル： ^{いちはやく} TEL 189
24時間365日相談受付

⑤ 相談した後～のどかの動き～

すぐ関係機関に調査



安否確認は原則48時間以内

大丈夫かしら

今、一番困っていることは？

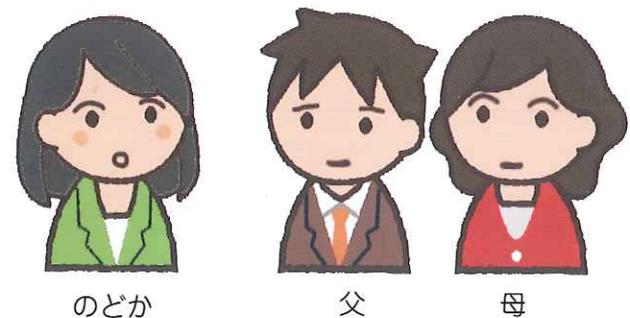
子どもの確認



お子さんのことで...

緊急受理会議

親対応



子どもや保護者が発する ‘SOS’ を 見つけてあげて！

虐待というほどではなさそうだけれど・・・何か気になる、心配だなと思うきっかけは？

下記のような要因が重なるほど、虐待は起こりやすくなりますが、あてはまる家庭すべてに虐待が起こるわけではありません。周囲のサポートによって虐待は起こりにくく、虐待にいたらない家庭のほうが多いのです。

子どもの様子

- ・ 不自然なアザや傷がある
- ・ 傷のことを聞いても話そうとしない
- ・ 夜遅くまで遊び歩いている
- ・ いつも不潔にしている

保護者の様子

- ・ 望まぬ妊娠・出産
- ・ 医療機関を受診していない疾患があるように思われ、不安定な様子が伺える
- ・ 夜、子どもを放置してよく外出している



生活環境

- ・ 保護者自身が虐待を受けて育ってきた
- ・ 著しく不衛生な生活環境
- ・ 経済的困難・サポートのいないひとり親家庭、等

しつけと虐待の違いって!?

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身につけるよう働きかけることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮しながら行っていくものです。

子どもの心身を傷つけることは、「虐待」です。

手をあげる

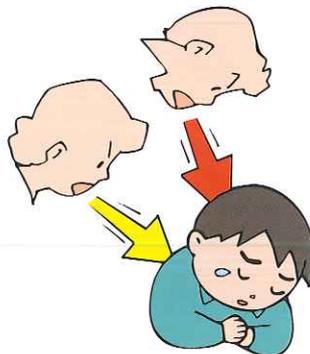
例 悪いことをしたら
たたく



暴力は歯止めがきかなくなって、ますますエスカレートする危険があります。

言葉で傷つける

例 あんたなんて要らない



脅しで言った一言も、恐怖感を植えつけ、同時に子どもの自尊心を奪ったり、まわりの人への信頼感がはぐくめなくなってしまいます。

発達を無視した無理な要求

例 就寝時間を過ぎて勉強を強要する



子どもの成長や発達にとって好ましくない養育態度です。

虐待はどのような理由でも、正当化されるものではありません。

西東京市の要対協の構成メンバー

◆関係行政機関

- ・小平児童相談所
- ・立川少年センター
- ・田無警察署
- ・西東京消防署
- ・多摩小平保健所
- ・西東京市立小学校・中学校
- ・東京都立 保谷高等学校

◆西東京市役所

- 市民部 市民課
- 市民部 保険年金課
- 健康福祉部 生活福祉課
- 健康福祉部 高齢者支援課
- 健康福祉部 障害福祉課
- 健康福祉部 健康課
- 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
- 教育部 教育企画課
- 教育部 学校運営課
- 教育部 教育指導課
- 教育部 教育支援課
- 子育て支援部 子育て支援課
- 子育て支援部 保育課
- 子育て支援部 児童青少年課
- 子育て支援部 子ども家庭支援センター

◆関係法人

- ・西東京市医師会
- ・西東京市歯科医師会
- ・西東京市私立保育園
- ・西東京市私立幼稚園
- ・西東京市社会福祉協議会
- ・クリスト・ロア会 聖ヨゼフホーム
- ・保谷たすけあいワーカーズ八ミング
- ・田無たすけあいワーカーズそよかぜ

◆児童福祉関連

- ・西東京市人権擁護委員の会
- ・西東京市 保護司会
- ・西東京市 民生委員・児童委員
／主任児童委員
- ・株式会社ケアワーク北多摩

■おもな根拠となる法律等

守られる 子どもの	児童憲章	10条	すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
	子どもの権利に関する条約	19条	(親による虐待・放任・搾取からの保護)
	”	3条	(子どもの最善の利益)
	児童虐待の防止等に関する法律	3条	(児童に対する虐待の禁止)
	児童福祉法	28条	(保護者の児童虐待等の場合の措置)
責務 大人の	児童福祉法	25条	(要保護児童発見者の通告義務)
	児童虐待の防止等に関する法律	5条	(児童虐待の早期発見)
	”	6条	(児童虐待に係る通告)
義務 守秘	刑法	134条	(秘密漏示)
	地方公務員法	34条	(秘密を守る義務)